The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 菊亭本『文机談』の性格 : 伏見宮本との比較を中心に |
| Author(s) | 中原, 香苗 |
| Citation | 詞林. 1992, 11, p. 11-30 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/67316 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 菊亭本『文机談』の性格

## ―伏見宮本との比較を中心に―

中原　香苗

### はじめに

『文机談』は、文永末年頃（一二七四）に成立したと見られる楽書である。本書は、著者隆円が某寺の仁王堂で、聞き手の尼に問われるままに、本朝琵琶の歴史を夜通し語ったという歴史物語風の構成を持っている。その内容は人物に関する逸話が中心で、またその逸話は琵琶の相承系譜に従うかのように語られ、きわめて興味深い形式を持っているともいえる。その話の中には、『古事談』や『十訓抄』『古今著聞集』などの説話集との類話も認められ、説話伝承を考える上でも注目すべきものである。

現在、『文机談』の伝本としては九本が知られている。そのうち八本は、鎌倉末期ごろ写の京都大学図書館蔵菊亭本（以下菊亭本と略称する）と同系の本文をもち、文和四年（一三五五）以後、南北朝末から室町初期までの写とされる宮内庁書陵部蔵伏見宮本（同じく伏見宮本と略称する）のみが別系統の本文を持つとされている（1）。

菊亭本は、五巻五冊から成り、そのうち巻一首部、及び巻二後半部を欠き、そのほか落丁箇所もまま見られる。伏見宮本は、巻二のみの零本である。『文机談』では項目ごとに朱筆の見出しが付されている。両本がともに存する巻二前半部について比較すると、ほぼ同内容を記しているものの、見出し・本文ともに異同が著しい。これについて相馬氏は、総体的に菊亭本の方に挿話や語句の増加が見られ、菊亭本が伏見宮本の語句の重複を整理しているとの観点から、伏見宮本が稿本系、菊亭本がそれを修訂したものとみなされている（2）。それに対し岩佐氏は、基本的には相馬氏の意見を認めつつも、部分的には問題が残っているとされている（3）。両者の関係については、現在のところ相馬氏の意見に従うべきであろうが、両本の本文はいまだ十分な検討がなされているとは言い難く、より詳細な比較

検討が必要であろう。

本稿では、両本のより詳細な検討を行ない、両本の性格について、相馬氏の論考に若干の補訂を加えたいと思う。その上で、ことに稿本系の本文に改変を加えて成立したとされる菊亭本に注目し、増補や修訂などの改変がなされている部分を指摘し、それが『文机談』においてどのような意味を持つのかを考察する。また、菊亭本の改変部分の伝承についても、『文机談』の説話伝承に対する態度と関連して、若干の考察を加えようとするものである（4）。

## 一

本節では、『文机談』の中心をなす人物伝のうち経歴などに関する記述について注目し、両本の比較を行なう。そして、菊亭本が伏見宮本を修訂した本文を持つことを確認し、同時に菊亭本の修訂がどのような性質のものであるかを考察する。

まず、本朝琵琶の祖藤原貞敏の経歴を記した部分について比較してみる。貞敏については『日本三代実録』（以下『三代実録』と略称する）貞観九年（八六七）十月四日条に卒伝が見える。『文机談』では、貞敏伝については両本ともほぼその全体をこれに拠っていると思われる。いまは、両本で検討を加えようとしている経歴に関する部分のみ、対照のため両本とともにあげておく。

〈伏見宮本〉

この貞敏は右大臣不比等の玄孫、参議右京大夫麻呂の曽孫、従三位弾正尹浜成卿の孫、刑部卿従三位継彦の第六男也。承和二年に美作掾たり、五年に大唐にいたる。唐の大中元年は本朝の承和六年にあたるとかや、くだんのとし帰朝。天安二年掃部頭に任、貞観六年兼備中介してをはりぬ。六十一。貞敏他の才藝なし。たゞよく比巴を弾をもて三代の君につかふ。

〈菊亭本〉

さて貞観六年に歳六十一にてついに卒給ぬ。一男大けんもち良臣ありけれどもみちをつたへず。（5）

『三代実録』貞観九年十月四日条

○四日己巳。従五位上行掃部頭藤原朝臣貞敏卒。貞敏者。刑部卿従三位継彦之第六子也。少耽二愛音楽。好學、鼓琴。尤善弾、琵琶。承和二年為、美作掾、兼、遣唐使准判官。五年到、大唐。達、上都。逢、能弾、琵琶、者劉二郎。…中略…明年聘礼既畢。解、纜帰、郷。臨、別劉二郎設、祖筵。贈、紫檀紫藤琵琶各一面。是歳。大唐大中元年。本朝承和六年也。七年為、参河介。八年遷、主殿助。少選遷、雅楽助。九年春授、従五位下。数歳転、頭。斉衡三年兼、備前介。明春加、従五位上。天安二年丁、母憂、解、官。

服闋拝、掃部頭。貞観六年兼、備中介。卒時年六十一。貞敏无、他才藝。以、能弾、琵琶。歴二仕三代。雖、无、殊寵。声価稍高焉。　（6）

『三代実録』と伏見宮本のみが対応する部分には傍線、両本と対応する部分には二重傍線を付しておいた。

まず、『三代実録』と伏見宮本の比較を行なう。伏見宮本の貞敏の略歴は、伏見宮本が先祖について詳述するほかは、『三代実録』の経歴をほぼそのまま書き下したような表現になっている。このことから、伏見宮本が『三代実録』を出典としていること、及びその引用態度が出典に忠実であることが知られる。これは、伏見宮本が稿本系である一つの根拠といえよう。

但し、伏見宮本で二重傍線を施した貞敏の卒年は、貞観六年（八六四）で、『三代実録』の卒伝、貞観九年とは異なっている。これは、『三代実録』の「貞観六年兼、備中介。卒時年六十一」という本文の続き具合から、単に貞敏の備中介任官の年を示すに過ぎない年時を、伏見宮本が貞敏の卒年と誤解したことに拠る。この誤りは、伏見宮本が出典を忠実に記そうとしたことから生じたものであろう。

一方、菊亭本は、伏見宮本と比較すると、貞敏の先祖については全くふれず、また貞敏の経歴なども詳しく記さずに卒年と卒年時の年令のみを記し、伏見宮本にはない貞敏の子良臣が道を伝えなかったことを記している。

卒年と卒年時の年令は、伏見宮本が『三代実録』から貞敏の略歴を構成する際に生じた誤解をそのまま受け継いでいる。この点から、菊亭本は伏見宮本の記す貞敏の経歴に関する記述のうち、卒年と卒年時の年令だけを残し、詳しい経歴は省略したものと考えられる。

また、菊亭本は貞敏の先祖については全くふれていないが、伝の冒頭に近いところで「この貞敏は刑部卿継彦卿の第四の子、わかくより琴をひき給」と一度言及があるので、ここでは省略したのであろう。伏見宮本も、同じ箇所で「この貞敏は刑部卿藤原継彦の第六の子、わかくより琴をひき給き」とし、このような形では、貞敏の出自が二箇所で語られることになる。菊亭本は、この重複を整理して形式を整えようとしたと思われる。なお、この部分の出典である『三代実録』の「貞敏者。刑部卿従三位継彦之第六子也。少耽二愛音楽。好學、鼓琴。」と比較すると、伏見宮本は、貞敏を「第六の子」とし、ここでも出典の『三代実録』に忠実な態度を示している。菊亭本は「第四の子」としており、出典とも伏見宮本とも食い違いを生じているが、これを一概に誤りとして退けることはできない。貞敏は『尊卑分脈』では第四子とされており、菊亭本のような伝承も存在したことが確認されるからである。これは、菊亭本が本文に改変を加える際に、伏見宮本を参照しながらも、例えば『尊卑分脈』のような伏見宮本とは別の資料をも披見し、その伝承の方を採用したと考えるべきであろう。

卒年に続けて、貞敏の子良臣（7）が道を伝えなかったこと

を述べるが、これはこの部分の伏見宮本の出典の『三代実録』にもない文辞で、菊亭本が新たに加えたものであろう。この叙述が加えられていることで、菊亭本は、貞敏の琵琶が子孫にどのように伝えられたかについて、いいかえれば、どのように道の相承が行なわれたかに重点をおいて語ろうとの意図を持っていることがうかがえる。つまり、菊亭本は、貞敏個人の経歴を省略し、子の良臣が道を伝えなかったことを記すことで、道の相承を重視するという態度を示しているのである。

次に、同じく清和天皇の条について、両本の比較を行なう。この場合は、『大鏡』上・清和天皇紀が伏見宮本の清和天皇の経歴についての出典とみられるので、あわせて本文をあげておく。

〈伏見宮本〉

一、清和天皇、文徳第四の御子、御母（太政大臣良房の女）染殿の后と申。いまだまうけの君（笛の名）にてわたらせをはしましけるより音楽にふけりて、常にこの貞敏をめして曲をうけさせ給。…中略…御笛をさへいみじくあそばされけり。御師には太田丸ぞまいりける。この御門は、文徳御くらゐにつかせ給て五日と申げる日、小一条院にてうまれさせ給、嘉祥三年三月廿五日也。九歳にて御ゆづりをうけさせ給。貞観六年正月一日、十五にて御元服。よをしろしめす事十八年、元慶三年五月八日、卅にてよをすてゝ、水尾山にかきこもらせ給。さりけれども御笛をばなを御座のあたりにをかれけるとかや。帝王の御灌頂、これをはじめとす。

〈菊亭本〉

一、清和天皇は文徳第四の御子、御母儀染殿后と申。儲公の御時よりつねに貞敏をめしてこの道をさぐらせをはします。…中略…又御笛をさへめでたくあそばされけり。御師には太田丸ぞまいりける。文徳天皇の御即位五日と申ける日御誕生ありければ、めでたき御吉例の君にてわたらせ給とてことにかしづき申させ給ければ、世もこれをあふぎまいらせけるにあはせて、御のうさへかやうにいみじくて末代の鏡にてわたらせをはします。

『大鏡』上

次の帝、清和天皇と申しけり。文徳天皇の第四の皇子なり。御母、皇太后宮明子と申しき。太政大臣良房のおとどの御女なり。この帝、嘉祥三年庚午三月二十五日に、母方の御祖父、おほきおとどの小一条の家にて、父帝の位につかせたまへる、五日といふ日、生れたまへりけむこそ、いかに折さへばなやかにめでたかりけむとおぼえばべれ。…中略…やがて生れたまふ年の十一月二十五日戊戌、東宮にたちたまひて、天安二年戊寅八月二十七日、御年九つにて位につかせたまふ。貞観六年正月一日戊子、御元服、御年十五なり。世をたもたせたまふこと十八年。同じ十八年十一月二十九日、染殿院にておりさせたまふ。元慶三年五月八日、御出家。水尾の帝と申す。…下略…　（8）

『大鏡』と伏見宮本のみが対応する部分に傍線、菊亭本のみと対応する部分に破線、両本と対応する部分に二重傍線を付した。

両本と『大鏡』との比較を行う。伏見宮本は、天皇の略歴に関する記述をほぼ『大鏡』に拠り、その引用態度は、出典に忠実である。これは、貞敏伝で得られた伏見宮本の傾向と同じである。

菊亭本は、破線部のように伏見宮本にない記述で『大鏡』を参照したと思われる部分を持つ。また、貞敏伝の場合と同様、個人的な経歴についてはかなり省略している。さらに、天皇が出家後も笛を御座のそばに置いていたという伏見宮本の逸話を記さず、そのかわりに「めでたき御吉例の君にて」以下を記す。そのうち破線部は『大鏡』の破線部をうけてなされた記述であろう。

伏見宮本に記す清和天皇と笛に関する逸話は何に拠ったものか不明であるが、他の部分では伏見宮本の方が出典に近いことから推して、菊亭本が伏見宮本の本文を改変したものと判断することができる。したがって、菊亭本の「御のうさへかやうにいみじくて」以下の記述は、伏見宮本の笛に関する逸話を除いて、そのかわりに付されたものと考えられる。つまり、菊亭本は天皇の笛に関する逸話を除き、「御のう」という笛に限定されない天皇の芸能の才をあらわす叙述に差し替えているのである。

両本とも天皇の笛の技量に関して簡単に言及しているが、伏見宮本の本文で「御笛をさへ」としていることから知られるように、伏見宮本では笛の技量はさほど重く見られていない。これは、菊亭本でも同様である。しかし菊亭本は、天皇の笛の技量を表す文辞の前に「又」（文字を囲んだ部分）という添加をあらわす副詞を付加している。この副詞を加えることで、笛の技量は、琵琶に関する技量の付加的な要素であるというニュアンスが生じている（9）。つまり、菊亭本はこの一語を加えて、伏見宮本での清和天皇と笛に関する印象を弱めようとし、相対的に天皇の琵琶に関する事柄を強調しようとしていると考えられる。これは、琵琶に比重をおいて語ろうとする菊亭本の一つの態度を示しているといえよう。

以上の二例から、伏見宮本は出典に忠実であり、従って従来いわれるように伏見宮本が稿本系で、菊亭本はそれに省略や増補・記事の差し替えなどの改変を行なったものであることが確認できる。また、菊亭本の改変は、道の相承や、楽器の中でも琵琶に関する事柄を強調しようとしてなされたものであることがうかがえる。

このような改変は、『文机談』の形式と関わるものと思われる。『文机談』が、相承系譜の如く人物に関する逸話を中心に琵琶道の歴史を語っていくことは先述のとおりである。菊亭本の改変の持つ意味について考える前に、この形式が選ばれた理由について考えてみよう。

隆円の琵琶の師藤原孝時の父、孝道の手になる楽書『知国秘抄』（安貞二年・一二二九成立）に「私案、諸道はつたはりをいふをむねとす」、「管絃はことに相承をたつぬる事也」（10）という文言が見える。この言葉は、「諸道」ことに「管絃」において相承（伝わり）の持つ重要性を述べたものである。この相承を重視する思想は、子の孝時に伝えられ、それがその弟子の隆円に伝えられたであろうことは想像に難くない。隆円は『文机談』を著すにあたり、師から伝えられたこの思想のもとに、「諸道」ことに「管絃」において重要とされる「相承」を明らかにする意図を持って、相承系譜に添って語っていくという形式を選んだと考えられる。

稿本系といわれる伏見宮本においてもこの形式をとっていることから、隆円はもともと同様の意図を持ってこれを著述したと思われる。しかしながら、菊亭本に本節で指摘したような改変がなされたことで、その意図はより明確にされているといえるのではないだろうか。

先の二例に鑑みるに、人物の経歴を記さず、道の相承のみを記すのは、相承を明らかにするという目的にかなうものといえる。また、天皇の略歴や笛に関する逸話を知るよりも天皇と琵琶の関係をあらわすほうが、その人物を相承系譜に位置付ける上では重要であり、より『文机談』著述の目的に合致すると考えられる。つまり、菊亭本の改変は、『文机談』著述の目的を、伏見宮本よりも明確にするためになされたものといえるのである。

## 二

前節では、菊亭本で人物の経歴などが省略され、琵琶の技量や道の相承に関する記述が加えられていることを確認し、それが『文机談』著述の目的をより明確にするためのものであることを明らかにした。本節では、人物の出自に関する叙述について、両本の比較検討を行なう。

菊亭本と伏見宮本で比較の可能なもので、出自について明示がある人物に限って、両本の記述の比較を行なった。その結果を整理すると次のようになる。

| | 伏見宮本 | 菊亭本 |
|---|---|---|
| 藤原師実 | この殿は宇治殿の御子、御堂殿には御孫なれば | この大殿は御堂殿の御まご、宇治殿の長息なり |
| 源経信 | 重信のをとゞの御孫、民部卿道方と申しが四男也 | 六条の右大臣重信のをとゞの御まご、民部卿道方と聞給し四男とぞ申める |
| 清和 | 文徳第四の御子、御母染殿 | 文徳第四の御子、御 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 天皇 | の后と申 | 母儀染殿后と申 | |
| 藤原貞敏 | この貞敏は刑部卿藤原継彦卿の第六の子 | この貞敏は刑部卿継彦の第四の子、清和第四の御子也 | |
| 貞保親王 | 第四の御子とも申 | | |
| 兵衛の命婦 | （盲貫の）むすめ | （盲貫の）むすめ | |
| 源高明 | 延喜の第廿七の御子 | 延喜第廿七の御子なり | |
| 源基綱 | （経信の）長子 | （経信の）長嫡 | |

Ⅱ

| | | | |
|---|---|---|---|
| 源資通 | この資通は宇多院御子敦実親王より四代の後胤なり。大納言時中には孫、三品済政卿の長子也。刑部卿政長には父、大納言資賢にはおほぢ也 | 資通卿は敦実親王の後胤、三品済政卿の一男なり | |
| 源博雅 | この三品は延喜御門には御孫、兵部卿克明親王の御子なり | この君は兵部卿克明親王の長子なり | |

Ⅲ

| | | | |
|---|---|---|---|
| 藤原貞敏 | この貞敏は右大臣不比等の玄孫、参議右京大夫麻呂の曽孫、従三位弾正尹浜成卿の孫、刑部卿従三位継彦の第六男也 | ナシ | |
| 源博雅 | 御母儀左大臣時平の御女也 | ナシ | |

Ⅳ

| | | | |
|---|---|---|---|
| 源時俊 | ナシ | （基綱の）長子 | |
| 源脩 | この脩は仁明天皇の御孫、宮内卿正四位下源覚朝臣の子也。母口氏とぞ申 | これもいやしき人にはあらず | |
| 源信明 | （博雅）二男 | 右中弁公忠の君のことを猶子とす | |
| 源信貞 | （博雅）一男 | （博雅）一男 | |
| 源信義 | （博雅）三□（三男） | ナシ（二男か） | |
| 源至光 | （博雅）四男 | （博雅）三男 | |

第Ⅰ群は、両書で同じだけさかのぼって先祖を記すもの、第Ⅱ群は菊亭本の方が記述の簡単なもの、第Ⅲ群は菊亭本に記述の見えないもの、第Ⅳ群は伏見宮本と菊亭本で記述が食い違っているものである。

この表で留意すべき点は、何代前までの先祖を記しているか、何人の人名をあげているか、の二点である。系譜記述においては、この二点を満たすものが、全体の中での印象が強くなると思われるからである。

まず、両本でどのくらい前までの先祖を記しているかを調べると、伏見宮本では傾向が見出しにくい。菊亭本は、ほとんどが「〜の孫」というように二代前までの簡略な記述を行なっている。第Ⅰ群のように、両本で同内容を記すものは、伏見宮本でも、もともと二代前までの系譜しか述べられていないものである。

こうした簡略な系譜記述は、菊亭本の全体的な傾向である。巻一〜巻五までの全体について見ると、そのほとんどは父（一代前）を記すのみである。菊亭本で出自を明らかに記す三十六名のうち、二代前の祖父まで記すのは、妙音院師長以下十名で全体の三分の一にも満たない。四代以上前までのものはさらに少なく、『文机談』の著者隆円の師である藤原孝時と、その異母弟孝経、藤原重通、第Ⅱ群の資通の四名のみになってしまう。さらに、五代前までのものは、そのうちの資通を除いた三名となる。

次に、何人の人名をあげるかについて調べてみる。表の第Ⅱ群の伏見宮本の資通に関する記述に典型的にみられるような四代前の祖先、祖父・父・子・孫まであわせて五人もの名前をあげるような傾向は、菊亭本にはない。先述のように、菊亭本では、父のみを記すものが最も多く、残りは祖父・父、父・母、父・兄などの二人が十三名、三人以上の名をあげるものは孝時、妙音院師長、藤原重通の三名になる。いま検討した両方の要素において、一・二位を占める孝時と藤原重通に関する記述を次にあげておく。

〈孝時〉かの禅門は後二条関白殿の五代の後胤、尾張守孝定にはまご、木工権頭孝道には嫡男なり。（巻一）

〈重通〉この重通と申は大宮右大臣俊家のまご、あこまろ大納言宗通ときこえ給し人のすゑの御こなり。御堂のとのゝちかき御すゑなりけり。…中略…宗俊の大納言殿には御をいと申べきやらん。（巻二後半）

重通は、菊亭本の系譜記述をもつ人物の中で、最も多く四人の人名をあげている。しかし、どのくらい前までの系譜を記すかについては、波線部に「ちかき御すゑ」とあるのみではっきりしない。それに対し、孝時は、重通に次ぐ三人の人名をあげ、しかも波線部に「五代の後胤」と何代前の先祖かを明確にしている。これによって、系譜記述においては、孝時の方があげる人名は少ないけれども、重通よりも強く印象付けられることになるだろう。したがって、結局、菊亭本の人物に関する系譜記述では、孝時が最も強く印象付けられることになる。

同様に、表にあげていないものを含んだ伏見宮本の傾向を調べてみる。伏見宮本は、巻二のみのものであり、菊亭本でのように全体的な傾向を探ることはできないので、部分的なものにはなるが、検討を行なってみる。最も先祖までさかのぼって記すのは、四代前までの系譜を記す第Ⅱ群の源資通、第Ⅲ群の藤原貞敏である。最も多く人名をあげるのは、五人の名を記す第Ⅱ群の源資通である。孝時自身の出自は伏見宮本にはないので、

孝時がどのように位置付けられるかは不明である。しかし、現存の巻二のみに限っても四代前までの先祖を記すものが既に二名もあがっている伏見宮本では、菊亭本でみられたような孝時を印象付けるという効果をあげることは難しいと思われる。

『文机談』は、当時存亡の危機にあった琵琶西流師範家、ことに隆円の師孝時の正統性を主張しようとしたものといわれる(11)。全体の中で最も孝時を際立たせる菊亭本の系譜記述は、このような目的に添ったものと考えることができよう。菊亭本は、伏見宮本の系譜記述に改変を加えることで、『文机談』著述の目的(この場合は孝時の存在を全体の中で強調すること)を明らかにしようとしているのである。

続いて、第Ⅰ群の師実、貞敏、第Ⅱ群の博雅、第Ⅳ群の時俊の項のそれぞれ波線を施した部分について考えてみる。これは、伏見宮本の記述を菊亭本が改変したと思われる部分である。これらの傾向を調べてみると、まず第Ⅰ群の師実では「御子」から「長息」へと変えられている。これは、伏見宮本が、師実が宇治殿頼通の「子」であると漠然と記すだけであるのに対し、菊亭本は師実が頼通の「何番目の子」であるのかを明確に示し、伏見宮本よりも詳しい記述をしようとしたものと考えられる。第Ⅱ群の博雅についても同様で、「子」から「長子」とし、より詳細な記述になっている。同様の傾向は、破線を施した他の部分にも見られる。第Ⅰ群の貞敏については、前節で菊亭本が伏見宮本とは別の伝承を利用して改変を加えていると考えた。これは、他の波線部分についてもいえることで、菊亭本は、伏見宮本のような記述をもとにしながら、記述をより詳細なものにしようとして、伏見宮本と別の伝承を参照して改変を加えたのである。このような方法は、菊亭本の加えた改変の一つの傾向を示しているのだが、このことについては後にふれることとし、今はこの程度に留めておきたい。

その他検討を加えるべきは、第Ⅲ群と第Ⅳ群である。第Ⅲ群は、どちらも系譜に関する記述が伝の中にもう一箇所存在している。貞敏について前節で述べたように、二箇所にわたる記述を整理しようとして全く省略されてしまったものであろう。第Ⅳ群の源脩については、菊亭本では簡略な記述を行なうとともに「身分がいやしくない」と系譜をあいまいにしている。これは、先に検討を加えた菊亭本の方法、系譜記述において孝時を際立たせるという傾向に通じるものであろう。残る第Ⅳ群の源信明以下については、次節で取り上げるので、ここではふれない。

## 三

前節までは、主として菊亭本で省略が行なわれている部分について考察を加えた。ここでは、菊亭本で新たに付け加えられたと見られる記事について、主に説話伝承の面から考えてゆき

たい。菊亭本に特徴的なこととして、人物伝の末尾や見出しを持つまとまった項目の終わりに改変（特に増補）が加わっていることがある。その中で注目すべきは次の三例である。対照のため、伏見宮本の本文もあげておく。

（ア）御みめさへすぐれさせ給たりければ、これをみたてまつる女おもひにたへずして、袖に蛍火をつゝみてぞ、もゆる心をあらはしきこえ侍ける。

〈伏見宮本〉ナシ

（イ）この君、こ三人、附弟一人也。信貞一男、これを雙調の君といふ。信義うたのかみ、三男至光、この人〳〵なり。いづれも〳〵いみじきすき人なりけり。又右中弁公忠の君のこを猶子とす。大くらの大輔信明これなり。いづれも管絃の超絶なりければ、皆とり〴〵にたしなみつたへ給けり。このみちをば、むねとは信明ぞ給はり給ぬる。みちはよそにて人の定がたき事なれば、実子猶子によるべからずとぞの給ける。又この信明は和哥をさへよみ給けり。

〈伏見宮本〉

この三品、君だち四人をはしけり。信綱・信義・信貞・至□これ□り。いづれもみな弦管の好士也。この物語いくらも侍れども、そら事はよしなくて略しをはりぬ。

（ウ）西宮殿の君達、守隆も伝たまはず、朱雀の戸部もさもなかりけり。たゞ姫君一所ばかりにぞ此一曲をも申をかせをはしましける。一条院御時、この上原曲の御さたいできて、中納言顕基卿をもて、正説をきこしめさんやと叡慮ありければ、蜜々に御入内ありて申させ給けるとかや承れども、実否いかゞ侍けん。この御流のとのばら、ついに箕箒むなしくしてきこえ給はず。顕基の禅閤ばかりこそそのさたありけりと見え侍れども、系図血脈などにも入たまはず、ひとり上のだいごの仏法僧にてやみたまひぬ。

〈伏見宮本〉

西宮殿の君達、守隆もつたへ給はず、俊賢も御さたなかりけり。さしも四納言とて□みじく聞へ給しかども、御比巴□ついに弾給はず。たゞ姫君一所ぞおろ〳〵うけ給はらせをはしましける、ま事やらん、人の中は、一条院御時この上原の曲のさたいできて、正説きこしめされんために入内ありけるとかや。この御流、□原ついに箕箒むなしくて一代にぞとゞまらせ給ぬる。

傍線を付した部分が、それぞれ問題になるところである。

（ア）は、清和天皇の皇子で、横笛譜を撰述した貞保親王伝のうち「王昭君曲事」の末尾にある記述である。これは、岩佐氏が頭注で指摘されるように（12）、

桂のみこのほたるをとらへてといひ侍りければ、わら

はのかざみのそでにつつみて
つつめどもかくれぬ物は夏虫の身よりあまれる思ひなりけり　（『後撰集』巻四・夏・二〇九・読人不知）

及び

おもひあれば袖に蛍をつつみてもいはばやものをとふ人はなし（『新古今集』巻十一・恋一・一〇三一・寂蓮）（13）

に基づいた表現である。『後撰集』の歌には異伝が存し、『大和物語』四〇段に

桂のみこに式部卿（の）宮すみ給ける時、その宮にさぶらひけるうなひなん、このおとこみやをいとめでたしと思ひかけたてまつりたりけるをも、えしりたまはざりけり。蛍のとびありきけるを、「かれとらへて」とこのわらはにのたまはせければ、汗衫の袖に蛍をとらへて、つゝみて御覧ぜさすとてきこえさせける、

つゝめどもかくれぬものは夏蟲の身よりあまれるおもひなりけり　（14）

とある。この歌はその他『和漢朗詠集』にも採られ、歌学書では『和歌童蒙抄』『和歌初学抄』『古来風躰抄』『詠歌一体』、説話集では『今物語』『十訓抄』等に載せられており、著名な和歌であった。

『後撰集』と『大和物語』で和歌の詠作に関する所伝が異なっていることからもうかがえるように、この歌には種々の解釈が可能である。殊に「桂のみこ」が誰をさすかについては諸説があったようで、『古来風躰抄』（再撰本）において、俊成は「それをかつらのみこを、をとこみこかと心えて、此比も物にかくものなどの侍るなるこそいと見ぐるしく」と「桂のみこ」を「をとこみこ」とする説を批判している（15）。『十訓抄』十―四二では、諸説を集成してあげている（16）。そこでは、まず『後撰集』をあげ、次に宋玉の故事を記し、続いて『大和物語』をあげ、『古来風躰抄』（再撰本）の説を紹介した上で、「説々ノ不同心得カタシ」として「中務卿重明親王ヲ桂親王ト号ス。宇多女五宮ヲ髦内親王ト申ス。イツレノ事ニカタツヌヘシ」としている。これらの例から、「桂のみこ」については種々の説が行なわれていたことがわかる。

『文机談』では、貞保親王は「式部卿貞保親王」・「又南宮とも申、桂の親王とも申」（菊亭本に拠る、伏見宮本もほぼ同じ）と記されている。式部卿・桂の親王の二つの人名があがり、女が親王を恋い慕うという状況を持つことを考えると、（ア）の記述は、それらをすべて備えた『大和物語』の所伝に最も近いといえよう。菊亭本は、式部卿・桂の親王という伏見宮本にある要素から『大和物語』の和歌を想起し、（ア）のような叙述を増補したものと推測できる。「桂のみこ」を貞保親王とする所伝は他には見えないもので（17）、菊亭本が独自に解釈を施したものとみてよいだろう。つまり菊亭本は、伏見宮本に記す貞保親王の別称に関連して、『大和物語』のような歌学的な知識をもとに、増補を行なったのである。

同じ和歌から発想された『十訓抄』との関連も注目されるところであるが、「桂のみこ」について説が食い違っており、『十訓抄』の説をそのまま取り入れたとは言い難い。但し、『十訓抄』は菊亭本の記述のもう一つの典拠としてあげた『新古今集』の寂蓮歌をこの説話の直後にあげており、菊亭本との近さもうかがえる。

（イ）は源博雅伝の末尾にあるもので、菊亭本では伏見宮本に付された注が本文化したかと思える箇所もあるが、信明については、全く違う説明がなされている。これは、岩佐氏の指摘されるとおり（18）、三十六歌仙の一、源公忠男、源信明（さねあきら）と博雅息信明（のぶあき）が同名であるところから混同されたものであろう。信明（さねあきら）は博雅より二才年長で（19）、この記事が誤りであることは明らかである。博雅の子息たちについては楽書や説話集等で諸説がある。すなわち、信貞を長男とし、至光を三男とするもの（『続教訓抄』、菊亭本・伏見宮本と同じ）や、信義を長男とするもの（『尊卑分脈』）、信義を二男とし、信明を三男とするもの（『吉野吉水院楽書』、ただし至光も二男としている。『二中暦』では信明も二男とする）などがあり、「双調の君」についても信義（『古今著聞集』『続教訓抄』『体源抄』）、信貞（『懐竹抄』『続教訓抄』）、至光（『尊卑分脈』）、名前を記さず単に博雅太郎とするもの（『吉野吉水院楽書』『体源抄』）などである。

これらの中で、伏見宮本・菊亭本とすべて一致するものは見出せない。また、いずれも信明を博雅の実子と解しているようであり、菊亭本のように猶子とするものはない。したがって、信明を猶子とするのは、菊亭本の独自のものである可能性が高い。菊亭本が信明を猶子とした経緯を考えてみよう。諸説が存し、いずれが正しいとも判断できない博雅の息信明について、菊亭本は、三十六歌仙の信明を連想し、両者を同一人物とみなした。そして、両者が同一人物であることを合理的に解釈しようとし、信明は博雅の実子ではなく、養子であるとしたのであろう。菊亭本は、三十六歌仙という歌学的な知識をもとに独自の解釈を行い、伏見宮本の記述を改変しているということができる。よって、（イ）においても（ア）の増補が行なわれたのと同様、諸説の存するものについて、歌学的な知識をもとに解釈を加えたという改変の事情を想定できる。

一方、伏見宮本の「そら事はよしなくて略しをはりぬ」に注目すると、伏見宮本は、信明が博雅の猶子であるという菊亭本の説を「そら事」とし、菊亭本にあるような説をとらなかったと推測できる。しかし、「そら事」を博雅の子息たちに関する諸説と解釈すると、菊亭本は「そら事」について歌学的知識をもとに推断して、（イ）の記述を行なったとも考えられ、右の考察とは矛盾しない。

（イ）は、博雅の息信明について、歌学的な知識をもとに菊亭本が改変したものである。これに伴って、信明の登場する箇

所に改変が加えられている部分がある。博雅伝に続いて、博雅の息たちの伝が語られている。そこでは博雅から道を受け継いだ人物として信明についての言及が多く、ことに信義と対比されてその優秀さが語られる。その中に、信明と信義の技量比べの話（伏見宮本では「兄弟与玄牧共争誉事」、菊亭本では「勝負事」）がある。説話の梗概を伏見宮本によって記しておく。

博雅の息の中でも、信明と信義はことに道を競い合い、世間の人もどちらがより優れているかを論じ合っていた。ある時、信明は玄象を弾き、信義は牧馬を弾いたが、その響きには優劣の差はなかった。琵琶を取り替えて弾いてみると、その響きは雲泥の差であった。それで、世間の人は玄象は牧馬より優れており、信明が信義に勝ることを知ったのであった。

この話は、玄象・牧馬という二つの琵琶の名器の優劣をも同時に述べる話として、『文机談』のほか、『古今著聞集』巻六・二五三話、『音律具類抄』『拾芥抄』・下にものせられている。菊亭本が改変を加えているのは文字を囲んだ部分で、伏見宮本は両者の優劣を取り沙汰しているのは「天下」の人々で、「或時」にその勝負が行なわれたとしているのに対し、菊亭本は、二人が競合しているのを聞いたのは「村上天皇」で、その御前で兄弟を競い合わせたとしている点である。伏見宮本が、二人の技量を論じた人と技量比べが行なわれた時期をあいまいに記すのに対し、菊亭本では技量比べの契機を、具体的な人名をあげて詳細に記している。

『音律具類抄』『拾芥抄』は「時の人」が、玄象・牧馬の優劣を知らず、また信明・信義の優劣も知らなかったとするほかは、伏見宮本と同内容を記す。『古今著聞集』では異伝を記し、琵琶の名手源経信が、白河天皇に玄象・牧馬の優劣を尋ねられた時に語った話とされている。そこでは、二人を召したのは「一条院」で、琵琶には優劣はなく、信義の技量が勝っているとし、『文机談』等とは、二人の優劣が逆転している。

他のものは技量比べが行なわれた時の天皇について明示がないので『古今著聞集』に注目する。『古今著聞集』は、菊亭本と異なり「一条天皇」としている。『続本朝往生伝』・上に一条天皇時代の管絃人として信明・信義があげられていることからして、信明・信義を一条天皇の時代の人とする伝承の存在が確認できる。二人の父の博雅の生存年代を考慮すると『古今著聞集』と菊亭本のどちらの所伝も誤りとはいえない。しかし、伝承の正確さを別にしても、菊亭本が村上天皇の名をあげたのは、何らかの意味があることと思われる。結論から先に言うと、これは（イ）で信明を三十六歌仙の信明とした事に由来する。信明は、勅撰集では『後撰集』にはじめて登場し、村上天皇の命による名所屏風の歌を献じたことをはじめ、村上天皇時代の活躍が確認される歌人である。菊亭本では、こうした信明の事績が念頭にあり、博雅の息信明を三十六歌仙の信明とみなしたところから、わざわざ村上天皇を持ち出したものと考えられる。

こうした例は、もう一箇所で確認できる。信明の弟子の伝の中で、伏見宮本が「信明の舞御覧に玄上ひき給し時は」とするのに、菊亭本は「この御師信明、村上の御時臨時の舞のありけるに、玄上を給て楽屋に侍て、唱歌たかくして弾給ける時は」とし、やはり村上天皇の名を持ち出すのである。

また、菊亭本は、先の技量比べの説話の後に「昔陽成院の御時こそめづらしき物合などありきとかたりつたへたる事も侍るに、この御代にも又かやうの勝負ありて、人のほどもしられ、みちの浅深もきこえわきぬるは、よしとやせん、あしとやせん、おもひわきがたし。天徳には哥合、応和には宗論、これにもかぎらずめづらしきあらそひのみぞおほき」という村上天皇を「この御代」とするものを付す。これは伏見宮本には見えない叙述で、技量比べの企画者を村上天皇としたことに関連してなされた増補と考えることができよう。このように、菊亭本は一つの改変をもとにして、伏見宮本の別の箇所の叙述を改変し、さらにその改変に基づいて他の箇所に増補を加えるという何段階にもわたる改変を行なっていることがわかる。

菊亭本には、もう一箇所博雅の息信明を養子としたところがある。巻四「信明為養子事」がそれで、

この信明は、ま事やらん、博雅の実の御子にてはなし、中納言敦忠の御子を養じ給へるとも申めり。いづれの方ざまにも、管絃にはいみじかるべき人なんめり。敦忠卿うせ給て後ぞ、この長秋卿（博雅、筆者注）もことによのきこえもいでき給ける。

と、信明が実は敦忠の子であったとする。この叙述の後半部に、敦忠の死後、博雅に対する世間の評価が高くなったとするのは、『大鏡』上・時平伝で、御遊の折、博雅がいなければはじまらないとして博雅が度々召されるのを批判した「ふるき人々」の言葉、「敦忠の中納言のいますかりし折は、かかる道に、この三位（博雅）、おほやけをはじめたてまつりて、世の大事に思ひはべるべきものとこそ思はざりしか」を踏まえたものであろう。敦忠は、左大臣藤原時平の三男で、三十六歌仙の一人。『尊卑分脈』に拠れば、博雅の母は時平の女であり、博雅は敦忠の甥ということになる。『尊卑分脈』では、敦忠の子に信明という人物は見えず、「ま事やらん」とあるように、事実としては確認できない。この部分は、藤原隆季伝の末尾にあり、菊亭本の増補である可能性もある。もし、この部分を菊亭本の改変とするならば、信明を敦忠の子とするのは、巻二での公忠息信明との混同と考え合わせると、三十六歌仙との関係、『大鏡』に記す博雅との関係などから、さらに錯綜した改変の経緯が予想されるが、この部分は伏見宮本が存在せず、明確なことはいえない。

以上、歌学的な知識に基づくかと思われる菊亭本の改変部分とそれに伴ってなされた改変などについて述べた。

（ウ）は、源高明伝の末尾部分で、流れの絶えてしまった源

高明流の琵琶を、顕基中納言のみが伝えていたとする傍線部が付加されている。顕基は四納言の一、源俊賢の子で、高明には孫にあたる。顕基に関しては、諸書にさまざまな説話が伝えられている（20）。彼が琵琶を嗜んだことは、『発心集』に「いといみじきすき人にて、朝夕琵琶をひきつつ」（21）と見え、『十訓抄』十―七四に、出家後醍醐の大僧正（仁海）に求められて琵琶の秘曲三曲を弾いたという話がのせられていることから知られる。しかし、一条院が高明の姫君の伝える秘曲を聞く仲立ちを顕基が行なったという、菊亭本のような説話は所見がない。（ちなみに、一条院が、高明の姫君の伝える秘曲を聞くために、姫君が入内したとする伝承も他には見えないものである。）

顕基に関する説話の中で、その出家について言及するものは、ほとんどが出家の場所を横川とし、隠棲場所を大原としている（23）。そうした説話群の中で、『十訓抄』が、十―七四で「顕基卿世ヲノカレテ、上醍醐ニコモリヰラレタリケルニ」と記し、同じく六―一四に「後ニハ上醍醐ニ住テ往生ヲ遂ニケリ」としているのが注目される。『十訓抄』の説によれば、菊亭本の「上のだいごの仏法僧にてやみたまひぬ」という叙述は、顕基は僧となって「上のだいご」に住み、そこで一生を終えたと解することが可能になるからである。

『文机談』巻三に記す鴨長明の秘曲づくし事件で知られるように、秘曲伝授を受けていない者は、琵琶の秘曲である三曲を弾いてはならなかった（22）。先の『十訓抄』十―七四では、顕基は琵琶の三曲を弾いており、したがって、秘曲伝授を受けた者であるということになる。秘曲伝授を受けているということは、道を伝えた者、道を相承した者であるという解釈が成り立つ。『十訓抄』の説話をこのように解釈すると、顕基は道を伝えた者、道の相承者と認定できる。菊亭本はこうした解釈の可能な『十訓抄』に伝えるような伝承をもとに、「系図血脈などにも」入っていない顕基を道の相承者とし、（イ）の末尾部分の増補を行なったと考えられる。

『文机談』以前の文献で、顕基が上醍醐に住み、琵琶の三曲を弾いたと記すのは、管見では『十訓抄』のみで、菊亭本と『十訓抄』との関係がうかがえる部分でもある。しかし、先述のように、両書では「桂のみこ」についての説が異なっている。だから、菊亭本は『十訓抄』を直接取り入れたのではなく、『十訓抄』と同源の資料をもとにしたと考えるのが妥当であろう。

一方、顕基は『続本朝往生伝』等にある如く、「後一条院の寵臣」と認識されていたと思われ（22）、一条院との関係を示すものは管見では見出せない。顕基は、長保二年（一〇〇〇）の出生で、一条院の没した寛弘八年（一〇一一）にはわずかに十二才であり、叙爵前でもあったので、菊亭本の記すような事が事実であるとは想像しにくいが、年代的にみて全く不可能というわけではない。後一条院と顕基の強い結び付きは、顕基は

後一条院の寵臣で、その崩御を契機として出家したという広く流布した説話（23）によって定着していたと思われる。以上のことから判断すると、この部分も伏見宮本がもとの形に近く、菊亭本は改変を加えたものであると考えられる。菊亭本が、顕基を仲立ちとして一条院が姫君から秘曲を聞いたとしたのは、まず『十訓抄』のような伝承によって道を伝えるものとして顕基を認め、次に道の伝受者としての顕基を強調するために、顕基の介在を挿入したと見ることができよう。

以上、菊亭本で改変がなされたと思われる箇所をいくつかとりあげて検討を加えてきたが、これらはどのような意味を持つものだろうか。

まず、（ア）は、貞保親王について「桂のみこ」という側面により詳細な情報を加えたものといえ、（イ）は、信明について歌学的な知識を援用して、別の情報に変えたものと考えることができる。（ウ）は、高明からの道の相承をより後のものまで記そうとしたもので、これもより詳細な情報を提供しようとしたものであろう。このような傾向は、菊亭本の他の部分にも見ることができる。

例えば、伏見宮本が明確には記さない貞敏の琵琶伝習期間を「このあひだわづかに四ヶ月の程也」としたり、『冒陽殿竹譜』について「但炎上の時とりいださずしてやけにけり。この譜にもかぎらず、天下の重宝おほくけぶりとなりぬ」と伏見宮本にはない『冒陽殿竹譜のその後について詳述したり、貞敏の琵琶伝習の時期を、伏見宮本が「日本の承和にあたれるとかや」とするのに対し「日本承和二年にあたれるとやらん承しかども、隆円さやうの事にはくらければいまだ和漢の年代記をも勘合し侍らず、たゞ人の申をきゝをけるばかり也」と詳しく考証したりしているものなどである。しかもこれらは、先の（ア）や（イ）と同様、必ずしも正確なものではない（25）。

菊亭本が、伏見宮本の記述をより詳細にしようとする傾向を持っていることは、第二節でも指摘したことであり、他にも何ヶ所か指摘することができるが、ここでは本文をあげることはせず、指摘のみに留めておく。

ここで、第三節で菊亭本が改変を行なったと指摘したものについて、説話伝承の上からはどのように考えることができるかを述べておきたいと思う。先にも述べたように、（ア）～（ウ）は、他書には見えないもので、菊亭本『文机談』独自の伝承と言える。これらが菊亭本に取り入れられた経緯は、詳しく考証を行なった。簡単にまとめておくと、（ア）（イ）は、歌学的な知識に基づいたもの、（ウ）は『十訓抄』のような伝承に基づいたものである。いずれも既存の伝承に、菊亭本が独自の判断を下したと考えることのできるものであった。

これらは、『文机談』の伝承の性質を考える上で示唆を与えてくれる。そのことを考えるために、両本が載せる簾承武からの上原石上曲伝授説話を取り上げる。この説話は、鎌倉時代までのものに限れば『古事談』六、『十訓抄』十、『平家物語』

巻七、『吉野吉水院楽書』等にのせられており、著名なものであった（26）。

これらでは、簾承武が曲を授けた人物についての所伝が異なっている。『古事談』『平家物語』は「村上天皇」とし、『吉野吉水院楽書』は「西宮左大臣高明」、『十訓抄』は、『古事談』の文章をそのまま引きつつ「西宮左大臣高明」説も併記している。この説話は、隆円の琵琶の師藤原孝時筆の秘曲伝授譜『三曲秘譜』（正元元年・一二五九、宮内庁書陵部蔵旧伏見宮楽書　函号　伏・九五七）の奥書にも記されている。そこでは『吉野吉水院楽書』に最も近い説が取られ、簾承武の霊が、本朝の人に憑いて西宮左大臣高明に秘曲を伝えたことになっている。『文机談』は、簾承武自身が高明に曲を伝えたとしており、『三曲秘譜』や『吉野吉水院楽書』と状況は異なるものの、伝受者については一致している。『文机談』は、説話の最後に、

抑古事談とて江帥卿の書をき給へる物語には、村上の聖主清涼殿にして玄上をあそばされけるにこの霊孫庇に推参のよしをしるし給へるとかや。さしもの才卿、定見給所こそ侍らめども、村上の御門は御箏ばかり也、御比巴の御さたはありともうけ給はらず。　（菊亭本に拠る）

と『古事談』の村上天皇説を否定している。伏見宮本でも同内容を記しているが、菊亭本の本文の後に「古記には西宮殿御事、実なりとぞ申める」として自らの判断の根拠を明確にあげている。佐藤氏は、『琵琶血脈』などをあげて考証され、村上天皇が琵琶の名手であったとは言い難く、琵琶楽史の上から見て『文机談』に示される隆円の判断は正しいとされた（27）。確かに、琵琶相承系譜に従うかのように叙述を進めていく隆円であってみれば、琵琶楽史に詳しいことは当然の事と言えよう。

しかし、この説がどのような経路による伝承であるかを考える場合には、『文机談』が『三曲秘譜』や『吉野吉水院楽書』と同じ説、殊に『三曲秘譜』と説を同じくしていることは注意すべきであろう。繰り返して言うと『三曲秘譜』は、秘曲伝授譜であり、隆円の琵琶の師孝時によって書かれたものである。秘曲伝授譜は、秘曲伝授の際に伝授がなされたことの証として師から弟子へ授けられるものである。譜に記された説は、その時に師から弟子へと伝授されたものである。その奥書に述べられることも、秘曲に関する説とともに伝えられたものであったと思われる。すると、譜の奥書に上原曲の由来として語られるこの説話も秘曲とともに弟子に伝えられたものではなかっただろうか。そうするとこの説は、楽家において師から弟子へと伝えられるような性質のものであったと言えよう。隆円が秘曲伝授を受けたものか否かは確かめる術はないが、その説を師の孝時から聞いて知っていた可能性は十分ある。

これが楽家において伝承されたであろう事は、西宮左大臣説をとるのは『三曲秘譜』『文机談』の他には『吉野吉水院楽書』のみであることからも首肯されよう。そうした推測をした上で先の菊亭本の叙述を考えてみると、『文机談』は説話集である

『古事談』に伝える伝承よりも、楽家に伝える伝承を正統なものとして評価しているということができる。

こうしたことを考えると、第三節で取上げた（ア）～（ウ）の説話は、どのように意味付けることができるだろうか。まず（ア）は、「桂のみこ」＝「貞保親王」という楽家の伝承に対し、『大和物語』等に記すような「かつらのみこ」の伝承を想起し、楽家の伝承と重ね合せて（ア）のような叙述を行ったものと判断できる。いわば楽家の立場を優先するという立場から、歌学的な伝承を楽家の伝承に取り込んだものと言えよう。（イ）は、楽書等に伝える楽家の伝承では明確な判断の下し難い博雅の息たちについて、歌学的な知識を重ね合せて「博雅息信明」＝「三十六歌仙信明」という判断をし、叙述の改変を行なったものといえ、これも歌学的な知識を楽家の伝承に取り込んだものと考えられ、（ア）と同様の経緯が想定できるだろう。（ウ）は、楽家の伝承として伝える高明流の琵琶について、『十訓抄』に伝えるような説話を重ね合せた上で、楽家の伝承の上から判断を下して顕基に関して叙述の増補や改変を行なっていると考えられる。ここでは、説話集に伝えるような伝承を、楽家の伝承に取り入れたということができる。

『文机談』は、説話を記すにあたり既存の伝承で複数の説の存するものにおいては、伏見宮本の段階において楽家の伝承を優越させて取り入れていた。菊亭本もその傾向を継ぎ、他の伝承を加えるにあたっては、楽家の立場からの解釈を行った。その結果、必ずしも正確とはいえない伝承が記されることになった。しかしながら別の面から見れば、楽家の立場に立つことによって、菊亭本は他書には見えないような特異な説話を持つことになったのである。そうした説話によって、あくまでも楽家の立場からの伝承を記したものとして、菊亭本を位置付けることが可能になるのである。

以上、伏見宮本と菊亭本の比較を通して得られる菊亭本の種々の改変について考察を加えたが、本稿で指摘したような改変を行なった人物は誰であろうか。菊亭本の改変が琵琶相承に関わるものである点、また隆円の師孝時を高く位置付けようとしている点、さらに楽家の立場からの伝承を記している点など本稿での考察を総合すると、筆者はこの改変を行なった人物は隆円自身であろうと考えている。菊亭本の増補と思われる部分に隆円の名が見えること（28）もこの推測を裏付けるものではないだろうか。

注

（1）『文机談』の伝本については、相馬万里子氏「『文机談』成立攷―伏見宮本を中心として―」（『書陵部紀要』二二、昭四五・一）、平林盛得・相馬万里子氏編『文机談　菊亭本・伏見宮本』解説（古典文庫、昭六三・五）、岩佐美代子氏『校注文机談』解題（笠間書院、平元・九）を参照。

(2) 注1相馬氏論文。
(3) 注1岩佐氏前掲書。
(4) 以下、『文机談』について言及する場合、一つのまとまりを持った書物として扱う時は、『文机談』とし、それぞれの本を問題にする場合は、菊亭本・伏見宮本と呼ぶことにする。
(5) 以下『文机談』の引用は、岩佐美代子氏『校注文机談』(笠間書院、平元・九)に拠る。
(6) 『新訂増補国史大系』に拠る。
(7) 『尊卑分脈』に拠れば良春。
(8) 『日本古典文学全集』(小学館)に拠る。
(9) 第三節で取り上げる菊亭本の改変部分の(イ)、信明に関する記述で、和歌のことについて「又…さへ」を使って付加的要素であることを示している例がある。
(10) 宮内庁書陵部蔵本の複製に拠る。
(11) 注1『古典文庫』解説、『校注文机談』解説。但し、これは伏見宮本が存在しない菊亭本の本文中の表現や菊亭本の跋文から導き出されたものである。伏見宮本が菊亭本と同じ表現や跋文を持っていたとすれば、菊亭本と同じ目的を持っていたといえるが、伏見宮本が巻二のみの零本である以上、あまり断定的なことはいえない。
(12) 注5前掲書。
(13) 和歌の引用は、『新編国歌大観』に拠る。
(14) 『古典文学大系』に拠る。
(15) 『日本歌学大系』に拠る。
(16) 『十訓抄』の説話番号と本文引用は泉基博氏編『十訓抄』上・下片仮名本(古典文庫、昭五一・九)に拠る。
(17) ここでの「桂のみこ」は、宇多天皇皇女孚子内親王で、『日本紀略』に拠れば、天徳二年(九五八)薨。「式部卿宮」は、その異母兄敦慶親王。生没年は、仁和三年(八〇七)〜延長八年(九三〇)。貞保親王は、貞観十三年(八七〇)出生、延長二年(九二四)薨。(ア)のような説が生まれたのは、貞保親王の生存年代とこの二人の生存年代とが重なっていることも一因と考えられる。
(18) 注12に同じ。
(19) 『公卿補任』に拠れば、博雅は延喜十八年(九一八)生、信明は『三十六人歌仙伝』に拠れば、延喜十六年(九一六)生。
(20) 顕基の説話に関しては、藤島秀隆氏「顕基中納言出家説話をめぐって」(『説話文学研究』八、昭四八・六)がある。
(21) 『新潮日本古典集成』に拠る。
(22) 『続本朝往生伝』『古事談』『発心集』『十訓抄』六『古今著聞集』『撰集抄』など。
(23) 鴨長明が伝授を受けていない啄木を弾いたことで、藤原孝道に訴えられたという話がある。

(24) 『続本朝往生伝』『袋草紙』『今鏡』『古事談』『発心集』『十訓抄』六『古今著聞集』『撰集抄』など。
(25) 「四ヶ月」及び「承和二年」というのは誤りである。
(26) 簾承武の説話に関しては、佐藤辰雄氏「簾承武伝承の考察」(『日本文学誌要』三四、昭六一・六)がある。
(27) 注26に同じ。
(28) 博雅の息の伝のうち「和譜事」の末尾に「かの時の記をいまだうかゞひみねば、隆円ふしんのみおほくていまだその邁をひらかず」とある。

(なかはら・かなえ　本学大学院博士前期課程)